はまなすBWAサービス 解約申込書(初期解除契約)

解約種別		解約申込日		
解約	初期解除	年	月	日

契約者情報								
フリガナ		TEL	()					
氏名								
		携帯	()					
ご契約番号								
フリガナ		-						
住所	〒							

解約するサービス名								
サービス名	契約数	契約更新	料金					

はまなすBWAサービス 解約時の注意事項

初期契約解除について

契約者は、契約書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができ

ます。この効力は書面を発した時に生じます。
(1) この場合、お客様は①損害賠償もしくは違約金その他の金銭等を請求されることはありません。②ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けた電気通信役務の料金、契約の登録費は9,000 円を上限額とし請求されます。通信機器取付基本工事費及び端末購入費は上記の初期契約解除制度には含まれません。

解約費用について

解約申込日に関わらず、解約月の月末までの月額利用料がかかります。 はまなすBWAサービス(固定利用)をご利用の場合、解約時に通信機器撤去費用として工事費の実費が請求されます。また、端末購入費の残額については解約月の翌月末に一括で請求されます。